

1. 件名：玄海原子力発電所3，4号機及び川内原子力発電所1，2号機の地震等に係る新基準適合性審査（標準応答スペクトルの規制への取り入れに係る変更）に関する事業者ヒアリングに係る資料の受取
2. 日時：令和5年4月20日（木）13時頃
3. 対応者
原子力規制庁 原子力規制部 地震・津波審査部門
谷主任安全審査官、鈴木安全審査専門職
九州電力株式会社 東京支社 原子力グループ
4. 要旨
 - （1）九州電力株式会社から、令和3年8月23日に申請のあった玄海原子力発電所3号炉及び4号炉の設置変更許可申請、並びに令和3年4月26日に申請のあった川内原子力発電所1号炉及び2号炉の設置変更許可申請のうち、審査資料の品質保証に係る資料の提出があった。
 - （2）原子力規制庁は、提出された資料について、第1136回原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合及び令和5年4月19日に実施したヒアリングにおける事業者の説明内容が、適切に反映されていることを確認した。
5. 提出資料
 - ・川内原子力発電所1号炉及び2号炉 玄海原子力発電所3号炉及び4号炉 審査資料の品質確保について（コメント回答）